

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例新旧対照表

改正		現行		備考
(市町が処理する事務の範囲等) 第二条(略)				
事 務	<p>三十一の二ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県条例第四号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(一) 条例第十一条第二項の規定による行為の届出の受付</p> <p>(二) 条例第十一条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受付</p> <p>(三) 条例第十四条第一項及び第二項の規定による指導等</p> <p>(四) 条例第十八条第一項の規定による大規模行為の届出の受付</p> <p>(五) 条例第十八条第二項において準用する条例第十一条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受付</p> <p>(六) 条例第二十条第一項の規定による指導等</p>	市 町	<p>呉市、竹原市、三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町(呉市、安芸太田町及び北広島町については(一)から(六)までに掲げる事務に限り、竹原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び神石高原町については(七)から(六)までに掲げる事務に限る。)</p>	
事 務	<p>三十一の二ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県条例第四号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(一) 条例第十一条第二項の規定による行為の届出の受付</p> <p>(二) 条例第十一条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受付</p> <p>(三) 条例第十四条第一項及び第二項の規定による指導等</p> <p>(四) 条例第十八条第一項の規定による大規模行為の届出の受付</p> <p>(五) 条例第十八条第二項において準用する条例第十一条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受付</p> <p>(六) 条例第二十条第一項の規定による指導等</p>	市 町	<p>呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町(呉市、尾道市、安芸太田町及び北広島町については(一)から(六)までに掲げる事務に限り、竹原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び神石高原町については(七)から(六)までに掲げる事務に限る。)</p>	